

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2021年9月3日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日	備考
1	<p>【多核種除去設備処理水の貯槽タンク25(H4N-B9)水位計の指示不良について】 当直員が、多核種除去設備処理水の貯槽タンク25(H4N-B9)水位計の指示不良を知らせる警報が発生したことを確認。 現場にて、水位計の初期化をしたが再び警報が発生。 貯槽タンクからの漏えいがないこと、および、連結する貯槽タンクの連結弁を開け水位変動がなかったことより、水位計の故障と判断。 当該計器については交換し、異常がないことを確認済み。</p>	G III	8月30日	
2	<p>【雑固体廃棄物焼却設備の焼却炉(A)パイロットバーナの不具合について】 当直員が、雑固体廃棄物焼却設備の焼却炉(A)パイロットバーナ着火起動時、「焼却炉(A)バーナ失火」警報発生を確認。 原因は、「焼却炉(A)バーナ失火」警報発生時、パイロットバーナ軽油圧力は正常値を指示していたが、パイロットバーナ軽油流量が0L/hであることから、パイロットバーナ軽油ラインの閉塞またはパイロットバーナ本体の防滴弁動作不良によりパイロットバーナに軽油が供給されず、「焼却炉(A)バーナ失火」警報発生に至ったと推測。 今後、当該パイロットバーナを点検予定。</p>	G III	8月31日	
3	<p>【防火帯における除草範囲の管理不備について】 原子力保安検査官が、本来防火帯として除草すべきエリアであるJ1東タンク群と道路の間に草が繁茂していることを確認。 その後、防火帯管理箇所と設備管理箇所の役割分担は協議されているのか、との指導を受けた。 これまで選定していた除草エリアは、防火帯の中でもエリア管理者のいない繁茂箇所を対象としており、設備付近の繁茂箇所は設備管理箇所が実施するものと認識していたこと、および、明確な取り決めを作っていなかったことが原因。 今後、当該箇所について除草を実施、および、再発防止対策を検討予定。</p>	G III	8月31日	
4	<p>【増設多核種除去設備(B)多核種吸着塔(B)の入口サンプリング弁シート漏えいについて】 協力企業作業員がカルシウムイオン濃度測定にて、増設多核種除去設備(B)多核種吸着塔(B)入口サンプリング元弁を開操作したところ、下流側の多核種吸着塔(B)入口サンプリング弁が全閉にもかかわらず、1秒に3滴のシート漏えいを確認。 その後、サンプリング元弁を全閉し、シート漏えいの停止を確認。 今後、当該弁を点検予定。</p>	G III	9月1日	
5	<p>【既設多核種除去設備および増設多核種除去設備におけるフィルタの損傷について】 当社社員が8月24日に発生したダスト濃度高警報の原因調査として、多核種吸着塔用高性能容器6のスラリー(※)移替装置ベントライン出口のフィルタを点検したところ、既設多核種除去設備および増設多核種除去設備においてフィルタ7箇所損傷を確認。 他のフィルタも損傷している可能性があるため、点検を継続。 並行して新品交換用のフィルタを手配中。 今後、点検結果を踏まえた作業工程の精査と再発防止対策を検討予定。</p> <p>※スラリー:汚染水の浄化処理過程で発生する放射性物質を含む流動的なもの</p>	G II	8月30日	2021.12.13再審議にてグレード変更:G III→G II 理由:本件が与えた社会的な影響を考慮し、不適合グレードを「G II」に変更した。